

## 熊本市下水道施設臭気濃度分析業務委託仕様書

- 1 業務名 熊本市下水道施設臭気濃度分析業務委託
- 2 業務内容  
悪臭防止法に基づく規制基準の遵守状況を確認するため、熊本市が所管する下水道施設（浄化センター5箇所）の敷地境界での悪臭物質の測定を行うもの。
- 3 履行場所  
熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号外4箇所
- 4 履行期間  
契約締結日から令和3年(2021年)9月30日まで
- 5 測定地点、測定数量  
悪臭物質の測定を行う下水道施設、測定地点及び測定数量は以下のとおり。

施設名称（所在地）	測定地点	測定数量
中部浄化センター （熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号）	6地点	6検体
東部浄化センター （熊本市東区秋津町秋田536番地）	8地点	8検体
南部浄化センター （熊本市南区元三町四丁目1番1号）	7地点	7検体
西部浄化センター （熊本市西区沖新町4944番地3）	5地点	5検体
城南町浄化センター （熊本市南区城南町島田438番地）	4地点	4検体
合計	30地点	30検体

※測定地点の詳細は別紙参照

- 6 測定対象悪臭物質  
測定対象悪臭物質は次の(1)～(6)の6物質とする。ただし、東部浄化センター及び南部浄化センターについては、(1)～(6)の6物質に加えて、(7)及び(8)の物質も測定すること。  
(1) アンモニア (2) メチルメルカプタン (3) 硫化水素  
(4) 硫化メチル (5) 二硫化メチル (6) ノルマル酪酸  
(7) トリメチルアミン (8) プロピオン酸
- 7 測定方法  
悪臭防止法、その他関係法令等に基づく方法によるものとし、敷地境界で測定を行う。また、測定時の気温、風向、風速等も併せて測定すること。

## 8 事前打合せ

受託者は、測定の実施に先立ち、測定日時等について委託者と協議を行うこと。  
測定日時は晴天又は曇天時且つ浄化センターが通常運転しているときにサンプリングを実施するものとする。

## 9 成果品

受託者は、悪臭物質の測定が完了した後、速やかに次の成果品を提出すること。  
(1) 業務写真(測定前、測定中の工程写真と試験器具の写真(各地点ごと))を1部  
(2) 測定結果報告書を3部(全施設一括を2部、各施設ごとに1部)

## 10 提出書類

受託者は、着工前及び完了時に次に掲げる書類を提出すること。

### ○着工前

- ・着手届 1部
- ・現場責任者届 1部

### ○完了時

- ・完了届 1部

## 11 その他

この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

### 【参考】悪臭物質規制基準(熊本市)

悪臭物質名	敷地境界における規制基準(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
ノルマル酪酸	0.006
トリメチルアミン	0.005
プロピオン酸	0.03